

交通安全ワンポイント

危険!

「あおり運転」はやめましょう

道路交通法改正により、6月30日、妨害運転(あおり運転)に対する罰則が創設されました。

この「妨害運転罪」創設により、他の車両などの通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持などの違反行為を行うと、3年以下の懲役または50万円以下の罰金の刑に処せられ、さらに、その違反行為により著しい交通事故を生じさせた場合には、5年以下の懲役または100万円以下の罰金の刑に処せられることとなりました。それと共に、妨害

運転をした人は、運転免許も取り消されます。

「あおり運転」は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。絶対にやめましょう。また、車両を運転する際は、周りの車などに対する「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要的急ブレーキや無理な進路変更など、「あおり運転」と誤解される行為は行わないようにしてください。

熊本県統合型防災情報システムは、県が管理するインターネット上のシステムで、県内の雨量、河川水位、土砂災害危険度情報などをリアルタイムで提供しています。多くの防災情報が確認でき、避難すべきかの判断材料になります。また、防災情報の用語集も掲載されており、平時に防災を学ぶ上でも役立ちます。



トップページ。「現在の状況」をクリックすると、情報が表示されます。

かしこい消費者 クーリング・オフ制度?

クーリング・オフは、消費者が申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば、無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。解除が可能な期間は、取り引き形態によつて異なり、訪問販売などでは、契約書か申し込み書の受領日を1日目として8日間です。

クーリング・オフは、ハガキなどの書面で行う必要があります。その書面は、期間内に発信すればよく、期間内に事業者に届く必要はありません。

問上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係) ☎ 286-3210

クーリング・オフをすると、支払ったお金は返され、消費者は手元にある商品を返すことになります。その際の返品費用は、事業者が負担します。

なお、インターネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があれば特約が従うことになります。特約がない場合には、8日以内(商品を受け取った日を含む)であれば返品できますが、商品の返品費用は消費者負担となります。

地域安全ニュース 夏場に増えやすい犯罪

夏場に増えやすい犯罪を知っていますか?

この時期は、自転車盗、色情狙い(ブランドなどに干している下着を盗む犯罪)などが、例年増加しています。

しっかりと対策をして、被害を防止しましょう。

■ 防犯対策で被害の未然防止

- ・鍵掛けを徹底する。
- ・自宅や車両に、貴重品などを置きつ放しにしない。
- ・下着などは、外から見える所に干さない。
- ・夜間は、明るく人通りの多い道を通る。
- ・また、夏休みで長期不在の家や深夜外出などが増えることから、空き巣、車上狙い、強制わいせつなどの被害増加も考えられます。